

本市におけるいじめ防止の取り組みについて

【市のいじめ防止の取り組み】

1 「児童生徒指導室」の新設

令和3年度より、市教委事務局内に各校でのいじめ・不登校対応に特化した「児童生徒指導室」を新設。

所掌事務

生徒指導、進路指導、学校保健、部活動、青少年補導員、青少年指導センター業務、教育相談、地域連携等

構成メンバー

児童生徒指導室長、指導主事5名、行政職員2名、教育相談統括1名、

SSWの統括1名、SSW3名、教育相談員7名、適応指導教室担当職員1名

計21名

趣旨

子どもの貧困や虐待いじめ、不登校への対応などの児童生徒の支援、指導にかかる課題も複雑化している中で、スピード感をもって機能的かつ効果的に対応できる組織体制の構築が必要であるため、教育センターを別館3階に移転させ、増加傾向にある学校でのいじめや不登校、生徒指導事案の取り組みは、家庭、地域との連携が非常に重要であることから、学校現場や担当指導主事、SC、SSWが速やかに情報共有し、必要な手立てがとれるよう、児童生徒指導室として一本化した。

2 「生徒指導担当者会」の設置

【昨年度から】

生徒指導主事定例会(月3回) + 生徒指導担当者会の設置

生徒指導担当者会では、いじめ等に関する市全体の傾向や、未然防止のとりくみ紹介等をし、学校の生徒指導体制のサポートや市全体の生徒指導対応力の底上げを図る。

3 いじめ事案情報共有シートの変更

【昨年度から】

学校がいじめを認知し、1回目の校内いじめ対策委員会で対応方針を立てた時点でいじめ事案情報共有シートの提出

※学校と教育委員会で初期対応内容の確認、重篤化しそうな事案の未然防止

↓

【今年度から】

いじめ事案情報共有シート(資料5-1)に支援・通級在籍の児童生徒を把握するためのチェック項目を追記。

4 生徒指導関係連携会議(月1回)

児童生徒指導室・子育て支援室・人権施策室・SSW・大阪府SSWのスーパーバイザーで、重篤化しそうな事案について協議し、その内容を学校に返し、事案の重篤化を防ぐ。

5 「いじめ虐待等対応支援体制構築事業」（令和2年度から 資料5-2）

趣旨

- ・大阪府教育庁から、学校や市町村教育委員会からの支援要請をもとに、専門家から構成される府の緊急支援チームの派遣を行う。
※緊急支援チーム…スクールロイヤー、スクールカウンセラー等
- ・各学校においては、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応について、問題行動の起これりにくい生徒指導体制の構築を行う。また、いじめ重大事態等をはじめとする事案の重篤化を防止する学校の生徒指導体制を構築する。

事業実施校

第三中学校、西南小学校、萱野東小学校、萱野北小学校、東小学校の計5校

- ・小学校にはSSW サポーター、中学校には常勤講師1名の加配
- ・いじめ、暴力行為、不登校の件数を毎月集約する。

活用方法

- ・非常勤講師(第三中学校)…生徒指導担当と共に生指案件への対応、また別室登校体制のコーディネートする。
- ・SSW サポーター(西南小学校、萱野東小学校、萱野北小学校、東小学校)…落ち着きのない児童や不登校児童等へのサポートやケース会議等へ参加する(週に2回程度、1回の勤務が3時間まで)。

6 箕面市いじめ重大事態第三者調査委員会の提言を受けて主な取組

【令和3年度】

- ・いじめ事案への組織対応の研修の実施（日本大学 藤平教授 令和3年8月）
- ・箕面市いじめ防止基本方針の改訂（令和3年11月）
- ・保護者・家庭支援研修の実施（桃山学院教育大学 松久教授 令和4年1月）
- ・児童生徒理解研修の実施（中央大学 高橋客員教授 令和4年2月、4月）
- ・箕面市学校いじめ防止基本方針の改訂（令和4年3月）
- ・「SOSの出し方に関する教育」「いじめの四層構造の理解を深める取組」等、未然防止の取組案を周知（令和4年3月）
- ・（仮称）箕面市支援教育充実検討委員会準備WGにて課題の洗い出し（令和3年度中）

【令和4年度】

- ・箕面市支援教育充実検討委員会の設置（令和4年4月）

4月28日 第1回開催

5月30日 第2回開催予定

- ・いじめ未然防止システムの導入…令和2年度末に完了した「1 to 1環境」を最大限活用し、児童生徒の思いや悩みを複数の教員等が同時かつ直接的に知ることができるシステムを構築し、次の2つの機能でいじめ等の早期発見、早期対応につなげることを目的とする。令和4年11月頃に先行実施し、3学期に全校実施予定。

①相談メッセージボード機能

子どもが相談したいときに、タブレットPC上の「相談メッセージボード」のボタンを押すと管理職や担任を含めた教員に発信され、対応してほしい人を選ぶことができる。発信されると教員側の画面にはアラートが点灯する。

②スマイルチェック機能

子どもが心の様子を表す4つの顔マークから自分の心情に近いものを選んで、日々記録することにより、教員が子どもの心情やその変容を把握し支援につなげる。子どもが不快な顔をしたマークを選ぶと、教員側のアラートが点灯する。

- ・生徒指導担当者会にて未然防止の取組案を作成予定
- ・いじめ未然防止等に関する研修を実施予定

令和4年(2022年) 月 日

箕面市教育委員会 様

学校名 箕面市立

学校

いじめ事案情報共有シート

発生年月日	発生年月日 令和4年(2022年) 月 日 ()				
認知した月日	認知した月日 令和4年(2022年) 月 日 ()				
認知した方法	<input type="checkbox"/> 被害児童生徒から <input type="checkbox"/> 被害児童生徒保護者から <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒から <input type="checkbox"/> 周囲の児童生徒保護者から				
発生場所					
	学年・組	名 前(ふりがな)		学年・組	名 前(ふりがな)
被害児童生徒			支・通		支・通
加害児童生徒			支・通		支・通
支・通			支・通		支・通
認知後、3ヶ月 経過した月日	令和4年(2022年) () 月 () 日頃				
行為の解消	いじめに係る行為が止んでいる いじめに係る行為が止んでいない				
児童生徒本人及び 保護者への面談等	なし ・ あり ⇒ () が 児童生徒本人及び保護者への () を行い確認				
重大事態	<input type="checkbox"/> 重大事態でない		<input type="checkbox"/> 重大事態である ⇒ (1 · 2 · 3)		
いじめの態様	番号を記入 () (複数可) ①冷やかし、からかい、悪口 ②仲間はずれ、無視 ③軽くぶつかる、蹴られる ④ひどく殴られる、蹴られる ⑤金品をたかられる ⑥金品を隠される、盗まれる ⑦嫌なこと、危険なことを強要 ⑧パソコン、携帯での誹謗中傷 ⑨その他				
	事 案 概 要				

【認知した日の対応】

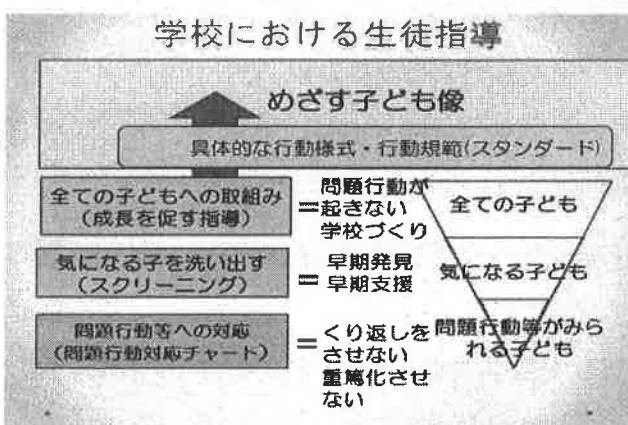
月日	曜日	対応内容
認知した直後の 校内いじめ対策委員会		校長・副校長・教頭・生徒指導主事・担任・副担任・学年主任・支援学級担任・ 養護教諭・SC・SSW・その他()
対応レベル (府教育庁作成)		1(担任、学年)・2(学校全体)・3(学校、関係機関)・4(教育委員会)・5(警察)

いじめ虐待等対応支援体制構築事業

(1) 事業の趣旨について

- ・いじめ重大事態の対応等、府全体を大きく揺るがすような事案の報道が相次いたこと、全国的に見ても、児童虐待の課題も大きく、子どもの生命・身体が脅かされるような事案がいつ起こってもおかしくない状況にある。
- ・そのため、大阪府教育庁として、学校や市町村教育委員会からの支援要請をもとに、専門家から構成される府の緊急支援チームの派遣を行う。また、課題の大きい学校については、支援人材等を配置するとともに市町村教育委員会と連携し学校訪問等の直接支援を行う。
- ・市町村教育委員会においては、生徒指導上の諸課題について、重篤化する可能性のある事案及び、重篤な事案等に対するSSW・SC・SL等の専門家等と連携した学校支援体制を築く。
- ・各学校においては、いじめ等の生徒指導上の諸課題への対応について、問題行動の起こりにくい生徒指導体制の構築を行う。
- ・また、いじめ重大事態等をはじめとする事案の重篤化を防止する学校の生徒指導体制を構築する。

(2) 学校における未然防止・予防について



問題行動が起きない学校づくり

①スタンダード

- ・学校教育目標を具現化し、児童生徒の具体的な行動様式・行動基準を明確化する。
- ・教職員間で基準を共有するとともに児童生徒が意識できるようにする。
- ・基準をもとに家庭との連携を図る。

②成長を促す指導

- ・すべての子どもを対象として、自己肯定感や自己有用感等を高め、主体性・協調性・社会性等の力を育成する。

気になる子を洗い出し早期支援につなげる

③スクリーニング

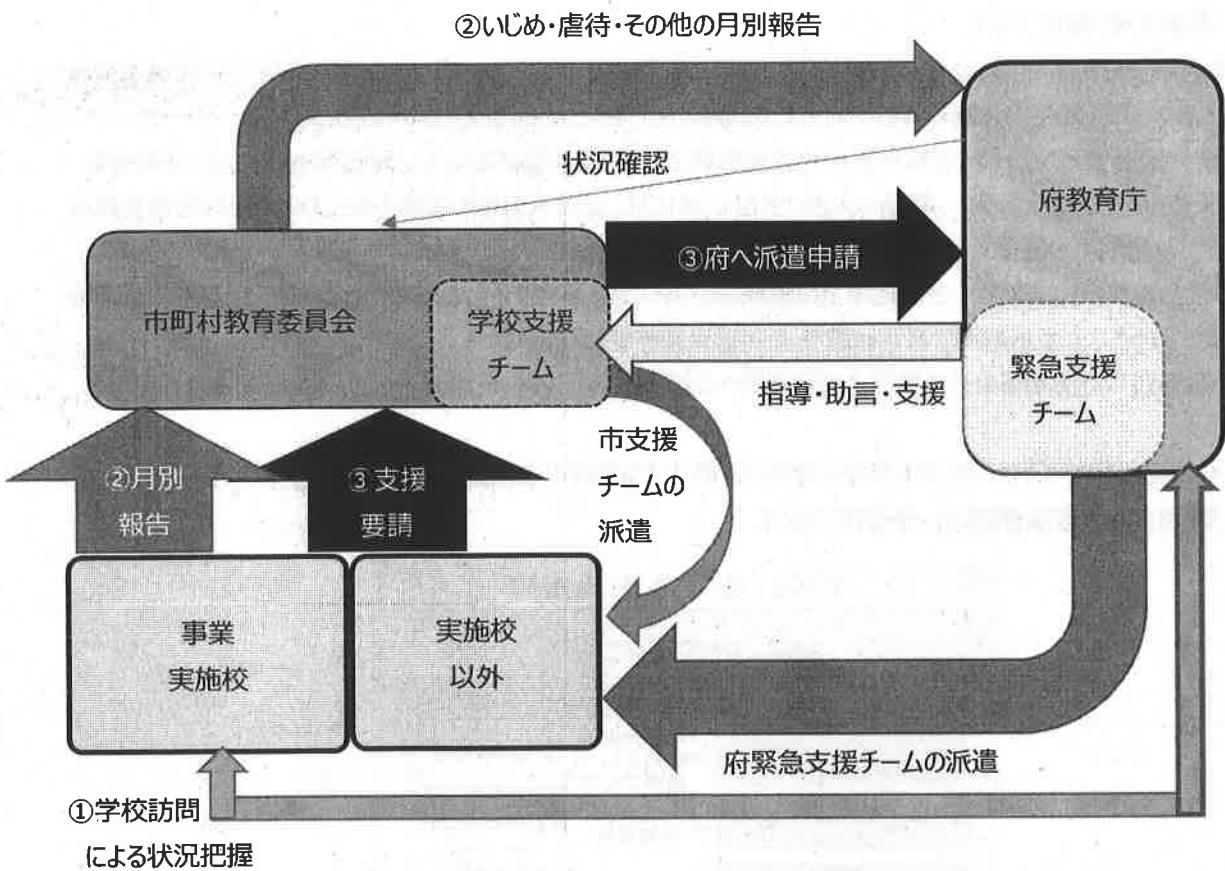
- ・全児童生徒を対象とし、支援の必要な子を洗い出し早期発見・早期支援につなぐ。
- ・子どもの状況等をみると客観的基準を教職員間でそろえる。

問題行動等をくりかえさせない・重篤化させない

④問題行動対応チャート

- ・指導の基準を明確化し、教職員間での指導のずれをなくす。
- ・問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。
- ・加害行為について加害者本人の自覚を促す。
- ・レベルにより対応の主体を示すことで、権限と責任の所在を明確にする。

(3) 大阪府教育庁の緊急支援について



市町村教育委員会及び各学校における府の緊急支援チームの要請のプロセスについて

①実施校訪問時のヒアリングを活用した緊急支援の要請

- ・事業実施校への学校訪問時に気になる事案について、学校・市町村教育委員会・大阪府教育庁で共有する。
- ・府指導主事・緊急支援 AD が助言を行う。
- ・学校および、市町村教育委員会は必要に応じて、府の緊急支援チームの派遣を要請する。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

②実施校月別調査をもとにした緊急支援の要請

- ・事業実施校は、暴力行為・いじめ・不登校に加え、いじめ重大事態や深刻な虐待（あるいはその可能性が考えられる事案）の報告を市町村教育委員会を通じて大阪府教育庁に報告・共有する。
- ・気になる事案について、府指導主事から市町村教育委員会に対して状況の確認。
- ・学校および、市町村教育委員会は必要に応じて、府の緊急支援チームの派遣を要請。
- ・府の緊急支援チームの派遣。

③重篤化する可能性のある事案もしくは、重篤な事案の発生に伴う緊急支援の要請

（※事業実施校以外も含むすべての府域の小中学校が対象）

- ・事案の発生に伴い、学校および市町村教育委員会は府の緊急支援チームの派遣を要請。
- ・府指導主事から市町村教育委員会に状況の確認。
- ・府の緊急支援チームの派遣。